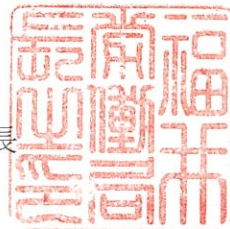




福井労発基 0310 第 4 号
令和 7 年 3 月 10 日

関係者 各位

福井労働局長



令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の全国の職場における熱中症の発生状況（1 月 7 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者 1,195 人、うち死亡者は 30 人となっています。業種別にみると、建設業 216 人、製造業 227 人となっており、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。

また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施が確認できなかった事例が多く含まれています。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例も含まれています。

なお、県内においては、令和 6 年は職場での熱中症による休業 4 日以上之死傷者は令和 5 年の 15 人より減少して 8 人発生しているところですが、死亡者は、産業廃棄物処理業において 1 人発生しております。

については、令和 7 年の本キャンペーンを、別添の令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、別紙チラシ等も活用しつつ、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。